

マージン率等のインターネットでの開示

株式会社シー・エス・エス

令和3年4月1日改正の「改正労働者派遣法」に基づき、下記の情報を提供します。

(労働者派遣法 試行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16)

対象期間： 令和6年8月1日 ～ 令和7年7月31日

派遣労働者の数	3名
派遣先の数	2社
マージン率	44% (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金平均額) ÷ 派遣料金の平均額
派遣料金の平均額(月)	898,889
派遣労働者の賃金平均額(月)	502,671
労使協定の締結の有無	有
労使協定の範囲	派遣先で従事する全従業員
労使協定の有効期間	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日
教育訓練に関する事項	ビジネスマナー基礎教育、Office基礎教育、プログラミング言語基礎教育 ビジネスマナー応用教育、Office応用教育、プログラミング言語応用教育 リーダーシップマネジメント教育 情報セキュリティ教育、キャリア形成カウンセリング など ※ 教育訓練費負担：無償、賃金支給：有
キャリア形成カウンセリング相談窓口	相談窓口：島村
その他参考事項	マージン額から、派遣労働者、関係者、関係機関等への必要経費を支払っています。 ※例えば以下のような経費が発生しています。 健康保険、厚生年金保険、雇用保険労災保険、介護保険、健康診断 有給休暇費用、退職金、待機が発生したときの従業員の給与 派遣事業に関する経費（免許取得・更新、報告書、改正書類等の代行費） 派遣労働者や関係者との親睦会 営業費、家賃、光熱費、電話代等事務所を運営するための事業運営費 オラクルブロンズ試験等の受験費用の負担 派遣予定のある中途採用者の研修期間中の給与